

宮 城 県 ソ フ ト テ ニ ス 連 盟 規 約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本連盟は、宮城県ソフトテニス連盟と称する。

第 2 条 本連盟の事務所を、宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 5 番 2 2 号
(株)宮城県管工事会館内 5 階に置く。

第 2 章 目 的

第 3 条 本連盟は、宮城県内におけるソフトテニスの健全な普及発展をはかると共に県民の健康の増進並びに社会教養を高め文化国民としての資質を向上させようとするのを目的とする。

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 本連盟加盟の諸団体の技術発展と相互の融和連絡をはかる。
2. ソフトテニス競技の健全な啓発宣伝をはかる。
3. 競技会、研修会、講習会を開催する。
4. 他団体又は学校に対して、指導者、役員等を派遣する。
5. 選手役員を登録させソフトテニス競技の合理的な普及をはかる。
6. 競技用具の需給斡旋をはかる。
7. その他本連盟の目的達成に必要な事項の実施。

第 3 章 組織及び資格

第 5 条 本連盟は、県内のソフトテニス競技団体及びその愛好者をもって組織する。

第 6 条 本連盟に加盟しようとするときは、登録用紙に明記の上会費を添えて提出し会長の承認を得なければならない。脱退しようとするときは、理由を述べて会長に届け出ることが必要である。

第 7 条 本連盟は、財団法人日本ソフトテニス連盟並びに東日本ソフトテニス連盟、東北ソフトテニス連盟、財団法人宮城県体育協会に加盟する。

第 4 章 役 員

第 8 条 本連盟に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
理事長	1 名
副理事長	若干名
常任理事	若干名

理事 若干名
監事 2名
代議員 加盟団体より1名

ただし、個人加入の場合で5名以上より代表者を選び届出があったときはこれを1団体と認める。

前項の定めるものの外、会長は理事会の承認を経て名誉会長並びに顧問、参与を委嘱することができる。

- 第9条 会長は、代議員会で推挙する。会長は本連盟を代表し、部務を統轄する。
- 第10条 副会長は、会長が理事会の議決により、これを委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- 第11条 顧問及び参与は、会長の諮問に応ずる。顧問、参与の任期はこれを定めない。
- 第12条 理事は、代議員会において選任し、会長がこれを委嘱する。理事は、理事会を構成し、部務執行上の重要問題を協議する。
- 第13条 理事長及び副理事長は、理事の互選で定め会長がこれを委嘱する。理事長は、本連盟を事務的に代表して部務を執行する。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代理する。
- 第14条 常任理事は、理事の互選で定め、会長がこれを委嘱する。常任理事は部務の処理にあたる。
- 第15条 代議員は、各加盟団体から1名あて推薦された者をあて、会長がこれを委嘱する。
代議員は、加盟団体を代表して、代議員会に出席し本連盟の重要事項を協議する。
- 第16条 監事は、代議員会の議決により、会長がこれを委嘱する。監事は財務を監査し、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 第17条 役員の任期は2ケ年とする。ただし、留任を妨げない。

第5章 会議

- 第18条 代議員会は会長、副会長、理事及び代議員で構成し、必要に応じて会長がこれを招集する。
代議員会の議事は会長が統裁し、次の事項を附議する。
1. 予算及び決算
 2. 事業の計画
 3. 役員の任免
 4. 専門部会の設置

- 5. 規約の改正
- 6. その他重要事項

- 第19条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、必要に応じて会長がこれを招集し、連盟規約に規定した事項及び代議員会から委任された事項について協議する。理事会は会長が統裁する。
- 第20条 会議の議決は定員の過半数が出席し、出席者の過半数で議決する。ただし、役員が会議に欠席する場合は、委任状若しくは文書で意思を表示することができる。

第 6 章 財 務

- 第21条 本連盟の加盟者は、次の別により会費を納付するものとする。
- | | | |
|----------|-----------|---------|
| 1. 団体の場合 | 1 団体につき年額 | 10,000円 |
| 個人の場合 | 1 人につき年額 | 3,000円 |
2. 会員登録料 会員登録料は別に定める。
- 前項の会費の外、競技会その他の行事参加者より参加料を徴収することができる。
- 参加料の額及び徴収方法については、その都度会長が常任理事会にはかって決める。
- 第22条 本連盟の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収入、その他の収入により支弁する。
- 第23条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終る。
- 第24条 本連盟の予算は、毎年会計年度開始前、理事会で編成し、決算はその会計年度終りに理事会で作成し、監事の承認を得るを要する。

第 7 章 規約の改正

- 第25条 本連盟の規約は、代議員会の議決による外変更できない。

附 則

- 第26条 本連盟の規約の施行について必要な事項の細則については、理事会の議決によって会長が別に定める。
- 本連盟規約は、昭和36年3月12日より施行する。

附 則

この規約の改正は昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規約の改正は平成22年4月1日から施行する。